

お客様から、「立ち会う税理士によって、税務調査の結果は違いますか？」という質問を受けることがあります。答えは「YES」です。

税理士資格の取得方法はまちまちですし、経験によっても得意分野は異なります。また、税理士として登録した後の努力によっても、その能力にはかなりの差が生じてきます。

現在、税理士には年間36時間以上の研修受講努力目標が課されていますが、これをクリアできない税理士は相当数に上るようです。刑事訴訟や民事訴訟の際、依頼する弁護士によって

結果が違ってくると同じように、税務調査でも、立ち会う税理士によって結果が異なるのは、当然といえば当然です。

さて、本格的な税務調査シーズンの到来です。税務署では、7月初旬に人事異動があります。そして、毎年7月から6月を一事務年度とし、法人を2月決算から翌1月決算で管理しています。

ですから、基本的には今事務年度に調査が行なわれるのは、ことしの2月決算から来年の1月決算法人です。ということは、新事務年度になって、調査の対象になる可能性が高いのは、

2月決算から4月決算法人という事になります。

今年の税務調査の目玉は、ズバリ！「交際費」だと予想します。

理由は、法人の平成18年4月1日以後開始事業年度から、交際費等の範囲から「1人当たり5,000円以下の飲食費（社内飲食費を除きます。以下同じ。）」が一定の要件の下で除外されることになったからです。

つまり、税務調査で過去3、4年分の交際費の内、その適用要件を満たさないものはないか、というチェックが始まるからです。もちろん今までもチェック項目ではあったと思いますが、1年や2年調べたところで

大した金額にはならないので、そろそろ本格的にチェック項目に入ってくるだろうと思われるからです。

交際費が多い企業にとっては節税効果が見込まれる制度ですので、税理士に勧められ、この制度を利用している企業も少なくないと思いますが、逆に税務調査で否認されれば追徴税額にも少なからず影響すると思われ

ますので、今一度その適用要件をおさらいしたいと思います。

交際費等の範囲から「1人当たり5,000円以下の飲食費」を除外する要件としては、飲食その他これに類する行為（以下「飲食等」といいます。）のために要する費用について次に掲げる事項を記載した書類を保存していることが必要とされます。

イ その飲食等のあった年月日

ロ その飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係

ハ その飲食等に参加した者の数

ニ その費用の金額並びにその飲食店、料理店等の名称及びその所在地

ホ その他参考となるべき事項

です。

また、そもそも交際費とは何か？あるいは他科目交際費はないか？など、基本的なところも再確認したいですね。

注) 他科目交際費・・・交際費以外の勘定科目で経理された交際費をこう呼び、調査官は交通費や広告宣伝費、消耗品費、販売促進費、寄付金などの中に交際費がないかチェックします

平成22年9月1日

税理士 岡 本 望